

市役所の一部窓口の受付時間を試行的に変更します

業務の効率化を図るとともに、職員の働き方改革を推進するため、市役所の一部窓口の受付時間を試行的に変更します。

1. 変更時期

令和8年5月7日(木) ※試行期間は10月30日(金)まで

2. 窓口受付時間

(変更後) 午前9時から午後4時30分まで (60分短縮)

(変更前) 午前8時30分から午後5時まで

※職員の勤務時間や電話の対応時間に変更はありません。

※午後4時30分以降にしか来庁できない方に対しては、事前に電話・FAX等をいただくことで対応します。

3. 対象施設

市役所本庁舎1階、分庁舎(こどもみらいプラザ)、分室

※市役所2階~5階や市役所分室1階スポーツ課、その他施設の変更はありません。

4. 取材について

取材・撮影を希望される場合は、事前に以下の問い合わせ先までご連絡ください。

担当・問い合わせ先

デジタル・行政経営課 0463-94-4846

令和 8 年

5 月 7 日 (木)

から

一部 窓口の
受付時間を

午前 9 時 ~ 午後 4 時 30 分に

試行的に 変更 します

試行期間 令和8年5月7日(木)~10月30日(金)

対象の施設

✓ 本庁舎 1 階

市民協働課、人権・広聴相談課、戸籍住民課、市民税課
資産税課、収納課、地域福祉推進課、障がい福祉課
長寿介護課、生活支援課、保険年金課、会計課

✓ 分庁舎 (こどもみらいプラザ)

こどもみらい課、保育・幼稚園課、こども家庭相談課
こども若者支援課

✓ 分室

健康づくり課

◇午後4時30分以降にしか来庁できない方に対しては、事前に各所属へ
電話、FAX等をいただくことで対応します。

◇電話対応時間は今までどおり(午前8時30分~午後5時)です。

◇職員の勤務時間(午前8時30分~午後5時15分)は変わりません。

「業務の効率化」を図るとともに
「職員の働き方改革」を推進します
ご理解とご協力をお願いします

お問い合わせ

伊勢原市デジタル・行政経営課

☎ 0463-94-4846 ☎ 0463-95-7612

✉ jyouhou-system@isehara-city.jp



詳しくは
市ホームページへ